

出雲市民会館減免制度

次のとおり利用料金減免制度を設けておりますので、該当する団体で減免を希望される場合は、利用料減免申請書の提出をお願いします。

号	減免対象事項	対象施設	対象料金	減免額
1	出雲市内の保育所、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、大学及び専修学校が主催して、児童、生徒及び学生のために教育的、文化的な催事を行う場合	大ホール、楽屋、控室、展示室	施設利用料、冷暖房料、設備器具利用料	5割相当額
2	出雲市内の保育所、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、大学及び専修学校が児童、生徒及び学生のために本番を伴わない練習（1号の催事のためのリハーサルに利用する場合を除く。）で利用する場合	大ホール、楽屋、控室、展示室	施設利用料、冷暖房料、設備器具利用料	5割相当額
3	国、地方公共団体又は公共的団体が行う慈善事業であって、その純益の全部を善意の目的に利用する場合	大ホール、楽屋、控室、展示室	施設利用料、冷暖房料、設備器具利用料	3割相当額
4	出雲市内の文化協会、当該加盟団体及び出雲市芸術文化活動団体支援補助金交付要綱（平成24年出雲市告示第235号）第2条に規定する補助要件を満たす団体が主催して、文化的な催事を行う場合	大ホール、楽屋、控室、展示室	施設利用料、冷暖房料、設備器具利用料	3割相当額
5	身体障害者手帳の交付を受けた者、都道府県知事若しくは指定都市市長の交付する療育手帳の交付を受けた者、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者又は戦傷病者手帳の交付を受けた者が利用する場合	全施設	施設利用料、冷暖房料、設備器具利用料	5割相当額
6	前号に掲げる者が概ね過半数を占める団体が利用する場合	全施設	施設利用料、冷暖房料、設備器具利用料	5割相当額
7	5号に掲げる者の福祉の向上を目的とした団体が主催する催事に利用する場合で、同号に掲げる者が1名以上参加する場合	全施設	施設利用料、冷暖房料、設備器具利用料	5割相当額
8	芸術文化活動や文化振興を目的とする出雲市内の個人又は団体が入場料等を徴収して催事を行う場合（入場料等の額が、1,000円以下かつ非営利目的で施設を利用する場合に限る。ただし、出雲市文化団体連合会及び当該加盟団体については、入場料等の額は3,000円以下の場合とする。）（文ス第784号平成27年3月25日、文ス第778号平成29年3月31日）	全施設	施設利用料	入場料等加算額
9	出雲総合芸術文化祭事業計画検討委員会及び出雲芸術アカデミー企画会が作成する事業計画に基づき事業を行う場合（文ス第784号平成27年3月25日）	全施設	施設利用料	入場料等加算額
10	学会、研究大会等の公共性の高い催し物であって、当該団体の会員等特定の者を対象に入場料等を徴収する場合（文ス第756号平成28年1月29日）	全施設	施設利用料	入場料等加算額
11	地区災害対策本部や自治協会等の自主防災組織が防災訓練を実施する場合（文ス第278号平成27年7月7日）	全施設	施設利用料、冷暖房料、設備器具利用料	全額

12	前各号に掲げるもののほか、理事長が特に必要と認める場合	全施設	当該利用料において理事長がその都度定める額
----	-----------------------------	-----	-----------------------

備考

- (1) 1号及び2号については、複数校が合同で利用する場合は減免の対象としません。
- (2) 2号のリハーサルについては、照明音響の技術員を配置し、各種舞台装置を利用しておおむね本番同様に利用する状態をいいます。
- (3) 2号、8号、9号及び10号を除く各号においては、減免適用は本番日のみとします。
- (4) 4号及び8号の減免対象がどちらも該当する場合は、重複して適用します。
- (5) 4号については、出雲市から「文化施設における使用料減免対象団体」として承認された団体に適用します。(文ス第303-18号 平成27年8月12日、文ス第613号 平成30年8月10日)
- (6) 5号については、減免申請書提出時に、各種手帳の提示を求めます。